

申告・記帳・決算
新規開業・法人設立
労働保険・一人親方
税金相談・法律相談
《相談は大宮民商へ》

大宮民商 News

大宮民主商工会 〒330-0856 さいたま市大宮区三橋 3-262
TEL:048-623-6731 ☆営業時間 9～17時
FAX:048-622-7162 ☆休み：第2第4土と日祝
WEB <http://www.ohmiyaminsyo.jp/index.html>



2017年
(平成29年)

9月11日号

第927号

介護保険料 滞納の罰則厳しい 低所得者排除の仕組み 見直し求む

介護保険料を2年以上滞納した場合、サービス利用料の本人負担が引き上げられるなどの「罰則」によって、必要な介護が受けられない人が各地で生まれています。



高い介護保険料は、介護難民を生む要因のひとつ

介護保険料は2000年の制度スタート時、全国平均で月2911円でしたが、現在では5514円と約2倍になっています。

滞納時の厳しい罰則

保険料を滞納すると、未納期間により三つの「罰則」があります。

- ① 1年以上滞納するとサービス利用料がいったん全額負担（10割）になる（あとで自治体に申請し9割払い戻せます）。
- ② 滞納が1年6カ月以上になると、全額負担した上に9割の払い戻しの一部または全部が停止される。
- ③ 滞納が2年以上の場合、利用料が1割から3割に引き上げられる（期間は滞納

期間で決まる）。利用料が一定額を超えた場合に払い戻される高額介護サービス費の支給も停止される。

保険料を滞納する人の多くは、保険料が天引きでない年金収入が年18万円以下の低年金・低収入の人たちです。もともと生活の苦しい高齢者が、滞納により利用料が上がり泣く泣くサービスをあきらめたり、制限したりするケースが相次いでいます。

保険料引き下げ求めよう

現在の仕組みでは滞納が2年を超えると、滞納分をさかのぼって支払おうとしても認められず、3割負担にされてしまいます。医療の国民健康保険料（税）で認められている自治体の柔軟な対応も法律上できません。

過酷な「罰則」を科す硬直した運用は直ちにやめるべき。保険料引き下げ、低所得者の負担軽減を求める声を上げていきましょう。

全国業者婦人決起集会

日時：10月26日(木)

12:00 開場 13:30 開会～15:00

会場：日比谷野外大音楽堂

婦人部以外の方も参加できます。参加希望者は民商の平山までお問い合わせください。



大宮民商青年部ビアパーティー

日時：9/10(日)11時～15時 ※要事前申込

場所：大宮民商(車での来場はご遠慮ください)

参加費：1,000円

ビール！ 流しひやむぎ！ お肉も！



《予定表》

- 9/9～10(土日) 埼商連幹部学校
- 9/10(日) 青年部ビアパーティー
- 9/11(月) 無料法律相談 13:00～ (要予約)
- 9/12(火) 共済会理事会 19:00～
- 9/19(火) 婦人部役員会 13:00～
- 10/8(日) 見沼支部日帰りバス旅行

☆班集金・個別集金ともに15日集金へのご協力をお願い致します。☆相談・来所時には事前に電話連絡ください。

《世相》 サッカー日本代表、ロシアW杯出場決定！日本が初めてW杯に出場したのは1998年のフランス大会。